

第八條 本組會員ヲラントスルモノハ規定ノ條

式ニ從ヒ指定事項ヲ明記シテ組員一ヶ月分

ヲ添へ申込ムル

第九條 本組員ハ其項ノ申込ニ對シ組員證及徽章

章ヲ交付ス但シ徽章ハ実費ヲ申込ムルベシ

第十條 組員ニシテ退會セントスルトキハ其理

由ヲ所屬委員迄申述フヘシ

第十一條 本組員ニシテ組員タル資格ヲ失ヒ

タル者ハ退會ヲ命ズ

第十二條 本組員ニシテ一旦退會セシモノニシ

100